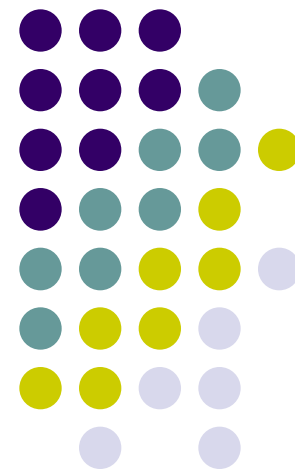


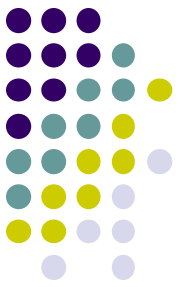
『相生市自治基本条例』 の策定に向けて！

- 1 地方公共団体を取り巻く情勢の変化
- 2 自治基本条例の必要性
- 3 自治基本条例とは何か



相生市自治基本条例市民検討会議

平成23年7月6日(水)19時～



1 地方公共団体を取り巻く情勢の変化

～地方自治を考える重要な年（年代）～

ターニングポイント①

1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)は？

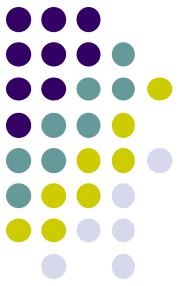
第1次ベビーブーム

1947年から1949年の3年間の出生数はそれぞれ250万人を超えており、合計すると約800万人程度の出生数となる。また、この期間に生まれた世代は、団塊の世代と呼ばれる。

(参考)

第2次ベビーブーム

1971年から1974年までの出生数が、200万人を超える時期を指すことが多く、1973年の出生数が209万1983人となりピークとなった。この期間に生まれた世代は、団塊ジュニアと呼ばれる。



ターニングポイント②

1969年（昭和44年）は？

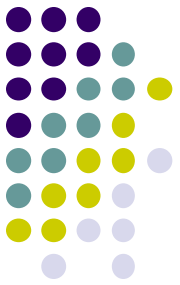
千葉県松戸市 すぐやる課が発足

すぐやる課は、昭和44年(1969年)10月6日、「すぐやらなければならないもので、すぐやり得るものは、すぐにやります」をモットーに、設置された。

(参考)

設置当時の市長は、松本 清（マツモト キヨシ創業者）

千葉県松戸市長在任中に「市役所は『市民に役立つ所・市民にとって役に立つ人がいる所』をモットーに、日本初の即応部門「すぐやる課」を市役所に設置。全国的に報道された。課長を含め課員は二名であった。従来の地方行政では、緊急に対応が求められる事態に対しても、何重もの決裁が必要とされてすぐには対応が出来なかった。そこで松本はこの課を市長直属とすることで、機動性を確保しようとしたのである。部署名は“すぐ出来る事はすぐやる”から。この思想は日本各地の市区町村長などに支持され、同名部署や同じ役割の部課が続々とでき、1975年に全国315の自治体で採用された。なお、“すぐやる課”で対応出来ない件は担当部署に回付、“可及的速やかに”処置する事になっている。



ターニングポイント③

1974年（昭和49年）は？

合計特殊出生率が、2.05となり、人口置換水準を下回る。

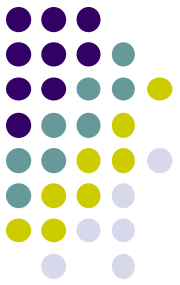
（参考）

1年間に生まれてくる子どもの数は1970年代前半には、およそ200万人でしたが、最近では110万人程度に減少しています。これには親となる世代の人口規模の縮小と、彼らの子どもの生み方（出生率）の変化が関わっています。出生率（合計特殊出生率）は、低下が始まる前の1971年の2.16から、2006年には約4割減の1.32になっています。この数値は長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）の2.07よりかなり低く、人口減少、人口高齢化の促進につながります

合計特殊出生率とは？

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の数を示す。

この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。



ターニングポイント④

1995年（平成7年）は？

生産年齢人口が過去最高となり、以後減少過程に入った。

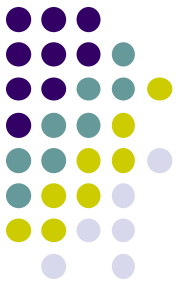
（参考）

生産年齢人口は戦後一貫して増加を続け、平成7年の国勢調査では8,717万人に達したが、その後減少局面に入り、平成12(2000)年国勢調査によると8,638万人となった。

中位推計の結果によれば、生産年齢人口は平成7年をピークに以後一転して減少過程に入り、平成42(2030)年には7,000万人を割り込み、平成62(2050)年には5,389万人に達する見込みである。

生産年齢人口とは？

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。これに対し15歳未満の年少人口と、65歳以上の老年人口を合わせたものを被扶養人口という。



ターニングポイント⑤

2007年(平成19年)～2009(平成21年)は？

第1次ベビーブームの団塊の世代の大量退職。

(参考)

2007年から2009年にかけて、年齢人口の多い団塊の世代のサラリーマンが一齐に定年退職を迎えるため、社会に大きな影響をもたらす危険性が問題視された。一齐大量退職によるマンパワー不足を回避し、技能継承のため、定年延長や再雇用等で乗り切ろうとする企業があり、また彼らの蓄えた技術や能力、人脈を自社で生かすべく、団塊の世代の人材を獲得しようとする企業も現れている。団塊の世代が長年にわたり伝承してこなかった知識や技能をいかに後進に伝承するかが、企業だけにとどまらず社会全体の課題となり、2007年問題と呼ばれた。さらに、5年間の雇用延長を行った場合、2012年から2014年に2007年問題と同様の問題が生じる可能性があり、このことを2012年問題と呼んでいる。



ターニングポイント⑥

2010年（平成22年）は？

日本の総人口が増加から、減少傾向へ。

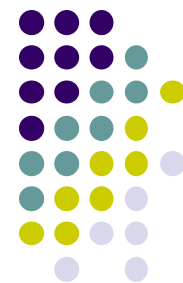
（参考）

平成17年国勢調査による総人口 127,767,994人

平成22年国勢調査による総人口 128,056,000人（速報値）

わが国の総人口は、明治期以降、増加を続けてきて、2005年（平成17年）時点で1億2,777万人に達しました。また、2010年（平成22年）の時点で、ほぼ横ばい傾向に移行し、今後はしだいに減少に転じ、長期にわたる減少局面を経験して行くと見られます。将来人口推計によれば、2030年（平成42年）の1億1,522万人を経て、2046年（平成58年）には1億を割って9,938万人となり、2055年（平成67年）には8,993万になると推計されています。さらに、その後も状況が変わらなければ2105年（平成117年）には4,459万になると推計されます。

地方公共団体を取り巻く情勢の変化から…



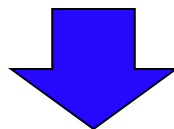
ポイント① 人口減少社会へ突入！

(総人口、生産年齢人口は減少し、老年人口は増加)

ポイント② 団塊の世代の退職による税収入の減少！

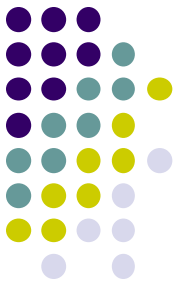
ポイント③ 高齢化等による社会保障関係費の増大！

ポイント④ 人口・税収増を前提とした仕組みの崩壊！



**『あれも、これも』から『あれか、これか』を
選択しなければならない時代へ！**

限られた資源を有効に使うため、市民の参加と選択により、地域にあった公共サービスを選択できるシステムが必要です！



2 自治基本条例の必要性

Q1 自治基本条例に意義があるのか？

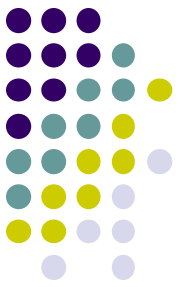
本当に住民によって望まれているか？

A1 自治基本条例の策定は、これからの地方自治のあり方を考えていく上で、絶好の機会となります。

Q2 条例として定める必要があるのか？

あえて条例を制定するメリットはあるのか？

A2 条例は、地方自治体の最高のルールであり、権利義務を設定し、強制力を持って履行させることができるもので、地方自治体の最高法規としての条例形式が望ましい。



Q3 地方自治法との関係

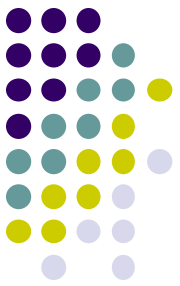
『地方自治』の基本を定めた法律があるから、必要はないのでは？

A3 地方自治法は、昭和22年、戦後、天皇主権から国民主権に転換した時に制定され、自治体の組織及び運営に関する事項については、非常に細かく規定されている半面、市民参加や市民協働、情報公開などの今日の自治運営の基本となる事項に関する規定は、ほとんどありません。

Q4 第5次相生市総合計画との関係

相生市のまちづくりの将来像を設定した『第5次相生市総合計画』があるから、必要はないのでは？

A4 総合計画は、まちづくりの指針となるもので、まちづくりの基本的な方向と施策・事業を総合的かつ計画的に記述していますが、それを実現するための、市民の権利や義務、役所や議会の組織・運営・活動に関する事項といったまちづくりの手段の詳細については規定されていません。



Q5 相生市市民参加条例との関係

市民が市政に参加するために策定した『相生市市民参加条例』があるから、必要はないのでは？

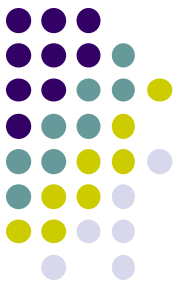
A5 市民参加条例は、より一層の市民参加を促進するために平成16年4月に施行しましたが、市民参加条例は、市民参加の手法について規定し、実践的・現実的な内容が中心であり、「自治の基本型」の4項目（基本理念や基本原則、権利や責務、組織や運営、制度や仕組み）全てを網羅したフルセット型の自治基本条例を策定することが、求められています。

Q6 相生市民憲章との関係

『相生市民憲章』があるから、必要はないのでは？

A6 市民憲章は、まちづくりの目標を定めたもので、まちづくりのルールづくりとしての各種手続き等は規定されていない。

※相生市民憲章は、昭和52年10月1日宣言（市制35周年記念事業として制定）



3 自治基本条例とは何か

自治基本条例とは、『市民が主体のまちづくり』を進めるためのルールです。

自分たちのまちのことは、住んでいる人が一番よくわかるはず。市民一人ひとりがまちづくりに参加し、「自分たちのまちのことは、みんなで考え、話し合い、みんなの力で解決していく」。

みんなが同じ情報を共有すること

「市ではどのようなことが行われているのか。」
「何が問題なのか。」などの情報を共有することが大切！

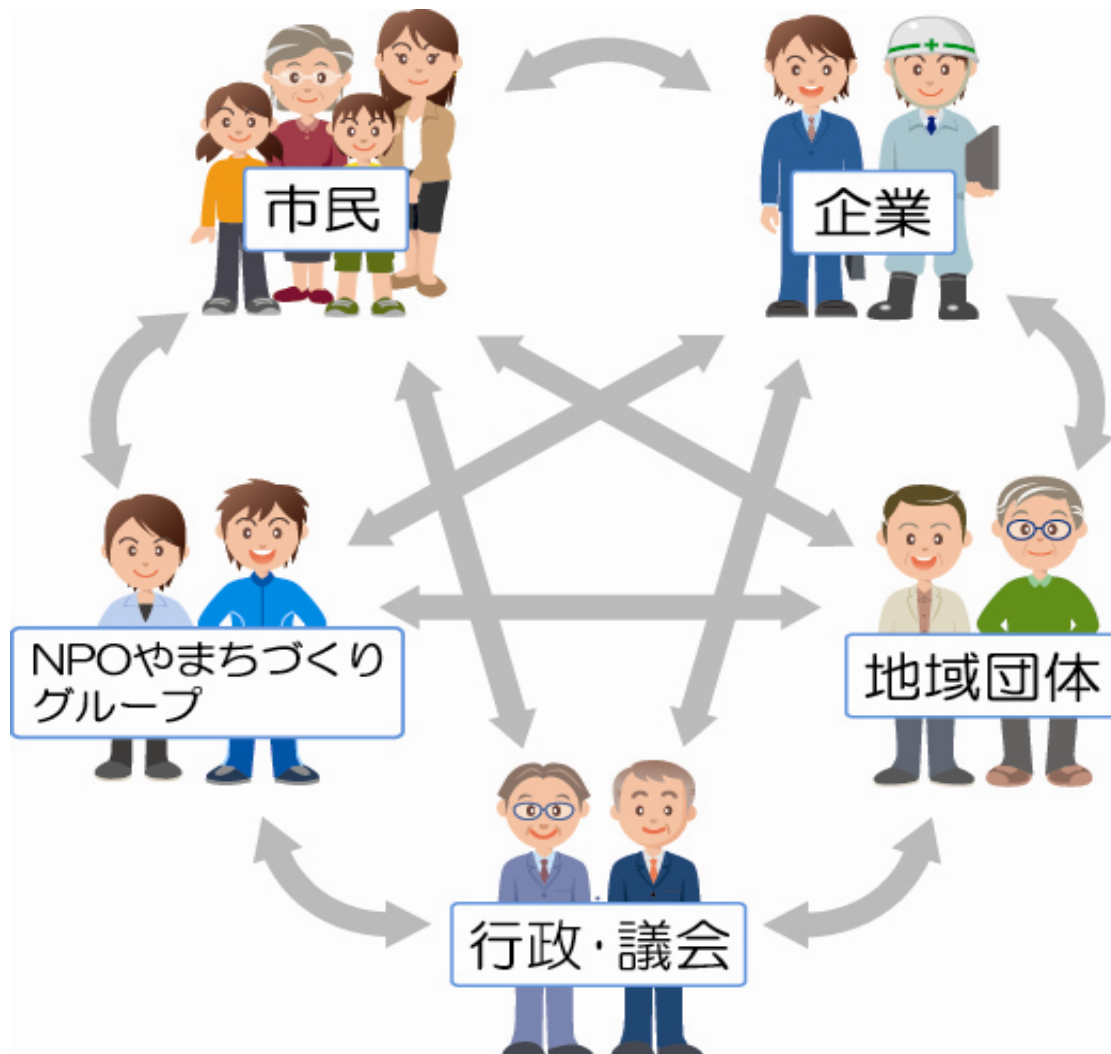
自治基本条例のポイントは…



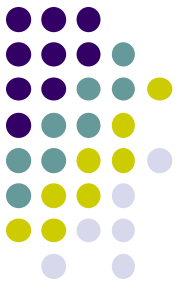
市民が積極的に参加すること

身近な地域で行われている、地域をより良くしていく活動に参加していくこと、市の政策などに、意見や提案を出していくことが大切！

自治基本条例で役所の仕事の仕方を変えます！



市民検討会議で議論を重ねながら、市制70周年を迎える平成24年10月制定に向けて取り組んでいきます。



主な参考文献等

- 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 新川達郎著 自治体法務研究No3. 2005 冬号「総論・自治基本条例の意義と課題」
- 相模女子大学客員教授 松下啓一著 「自治基本条例の作り方」
- 四日市大学教授 岩崎恭典著 ガバナンス08年8月号「基礎的自治体」と自治体内分権
- 札幌市のまちづくり(札幌市ホームページ)
- ウィキペディア ホームページ